

【明石公園に関する質問と回答】

(R4.1.28)

No.	質問	回答
(1)	サービスセンター西館の茶室の内装を変えることは可能ですか？	可能です。
(2)	サービスセンター西館の茶室の水道、電気はどうなっていますか？	水道配管は水屋のところまでできています。電気も使用可能です。なおガスが引き込まれていないため、現状、湯沸かしはIHクッキングヒーターで対応しています。
(3)	花と緑のまちづくりセンターについて、現在営業しているパルコも含めて提案することは可能ですか？	可能です。
(4)	花と緑のまちづくりセンターについて、相談コーナー、図書室及び事務室の機能を残した提案は可能ということですが、その機能は現状の建物内で他の場所に移動して確保することが必要ですか？公園内の他の建物への機能移転は可能ですか？	花と緑の相談所として、県民の花緑に関する相談業務や付随する資料閲覧機能、事務機能は残すこととしています。調整は必要ですが、これら機能を別の施設に移す内容の提案も可能です。
(5)	弓道場の扱いはどうなりますか？	弓道場は県教育委員会の所管になりますので、提案内容をお伝えします。提案内容によっては、今後の公園内での一体管理等を検討します。
(6)	明石公園にする今後の公募スケジュールについて教えてください。	今回のサウンディング調査の結果を3月に取りまとめ公表の後、令和4年度に公募を実施する予定です。なお、事業手法別に現在想定しているスケジュールは以下のとおりです。 ①施設整備を伴う長期指定管理の場合 事業者確定後、引継ぎを経て、令和6年度に新指定管理者に切り替わる。 ②P-PFI等、部分的な施設整備のみの場合 契約締結後、工事着手し、完成後は施設をオープンすることが可能。
(7)	明石公園の維持管理費を教えてください。県(市及び国があれば)の持ち出し費用(収支の差額分)の年間合計金額。県立公園を維持管理するのにどれだけの金額を補填しているかを各公園ごとにお問い合わせいたします。	各公園の維持管理費については、県HPを参照ください。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000080.html) なお、新型コロナウイルスまん延により県が公園に規制をかける場合など特別な事情があれば、その範囲で補填を行う場合があります。
(8)	明石公園の過去3年分(2018年度～直近まで)の来訪者数(月別、日別)をご提供ください。可能であれば、各施設別の利用実績もご提供ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問い合わせください。
(9)	明石公園の各駐車場の過去3年分(2018年度～直近まで)の利用状況(月別、日別の駐車台数)をご提供ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問い合わせください。
(10)	明石公園の各駐車場の設計図のデータをご提供ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問い合わせください。
(11)	明石公園の各駐車場に設置している駐車場機器(発券機、精算機など)について製造者名、型番、年式をご教示ください。	南駐車場 ○精算機 アmano社製 GT-7700 ×2基 ○発券機 アmano社製 GT-2700 ×1基 北駐車場 ○精算機 アmano社製 GT-4710GP ×1基 ○発券機 アmano社製 GT-2700 ×1基
(12)	明石公園の各駐車場の過去4年分(2018年度、2019年度、2020年度、2021年度)の管理費についてご教示ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問い合わせください。
(13)	園路の舗装が悪く、舗装されていない部分もあり歩きづらい印象でしたが、今後、整備計画はありますでしょうか。	舗装は傷みの状況により、修繕を行いますが、砂利舗装区域については、アスファルト、コンクリート舗装に変更する計画はありません。
(14)	補助競技場について、建築物及び工作物の高さ制限はありますか？	第3種高度地区に該当しています。(明石公園全域は第1種中高層住居専用地域)
(15)	既存施設(陸上競技場、野球場、テニスコートなど)の改修費用や耐震工事の費用、新規施設の増築費用は、貴県ご負担もしくは指定管理者負担のどちらになりますでしょうか。	既存施設の一部を改修又は増築し、収益施設とする場合、改修費は民間事業者の負担を想定しています。ただ、施設全体に関する耐震工事費用は県負担となります。
(16)	貴県のご予算で設備投資した場合、投資設備による創出利益は、貴県収益との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
(17)	現在の指定管理料を拝見しましたが、年度毎に凹凸が見受けられます。その理由をご教示お願いできますでしょうか。	消費税の増、非常勤職員の人件費積算単価の増への対応等の理由により、指定管理料が増加しています。
(18)	植栽維持管理費額をご教示お願いできますでしょうか。	維持管理が必要な樹木は約23,900本(高木約6,400本、中木約6,500本、低木約11,000本)。維持管理水準は、「高木は自然樹形を活かした管理を基本、低木は樹種に応じた適切な剪定を行うこと」としていますので、各事業者で必要額を算出願います。
(19)	これまで「園内の広範囲が史跡に指定されていることから、公的団体による管理が望ましいため、(公財)兵庫県園芸・公園協会を引き続き指定管理者に指定し、県民サービスの向上と運営の合理化・効率化を図る。」とされて来ました。パークマネジメント導入の公募がなされても(公財)兵庫県園芸・公園協会が優先されるのではないのでしょうか。	公募を行う場合、(公財)兵庫県園芸・公園協会が、これまでの委託理由等により優先されることは一切ありません。

【明石公園に関する質問と回答】

(R4.1.28)

No.	質問	回答
(20)	旧明石市立図書館の撤去後の敷地の形状と面積等をご教示ください。	面積は4,860.09㎡です。敷地の形状については別途図面で情報提供します。公園緑地課にお問合せください。
(21)	花と緑のまちづくりセンターの中にある相談コーナー、図書室及び事務室は、機能を残す、とのことですが、どのような機能でしょうか。そこでそれぞれ行われている業務を継続するという意味でしょうか。	上記(4)に同じです。
(22)	史跡区域の建物の耐震強度の診断はされているでしょうか。またそれらの躯体を残した大規模改修工事は実施可能でしょうか。	耐震強度診断は実施済みですが、大規模改修工事については、提案内容により可否を判断します。
(23)	自主事業収入の内容について、項目別（自動販売機、物販、飲食店経営、行催事、その他収益事業（できれば具体的に））の内訳を開示いただくことは可能でしょうか。	現指定管理者である（公財）兵庫県公園・園芸協会の各事業については、内閣府サイト「公益法人information」（ https://www.koeki-info.go.jp/konosite_n1.html ）より事業報告等の閲覧請求をしていただくことにより閲覧が可能です。
(24)	月別公園利用者数の実績（過去5年、あれば施設毎の内訳）についてご教示ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問合せください。
(25)	公園で現在活動されており、今後も連携・配慮が必要な団体（ボランティア団体、公園愛護会、NPO等）がありましたら、その概要と活動内容についてご教示ください。同様に現在（コロナ前含む）実施している定例のイベントで今後の継続実施が期待されるものがありましたら、その内容、実施主体、実績についてご教示ください。	自然系団体や清掃団体等数団体が活動されており、今後も連携・配慮が必要です。また、「時のウィーク」や「菊花展」など、地元市や団体等と連携し、毎年開催しているイベントについては原則として継続実施をお願いします。なお、活動団体や各イベントの詳細等については、ご希望により別途提供します。
(26)	公園に公園管理者以外の者が設置・管理している公園施設、所有している財産について、民間事業者が新たに指定管理者となる場合に継承が必要か？継承の場合有償か無償か？民間事業者が公園の利活用を図る上で当該施設等が支障となる場合は現所有者等の責において撤去されるのか？その場合撤去の時期は？について、お考えをご教示ください。	都市公園法第5条に基づく許可を得て公園管理者以外の者が設置・管理している施設（以下、「許可施設」という）については、許可を受けた者が管理することになるため、継承する必要はありません。なお、許可施設が民間事業者の利活用に当たり支障となる場合の取扱いについては、別途協議させていただきます。
(27)	史跡区域について、インフラ改修（特に上下水等の地下埋設物）の可否、地盤を触らない範囲での施設の設置の可否、可の場合及び史跡区域外（埋文包蔵地）での土木工事等実施時の標準的な手続きに要する期間の目安についてご教示ください。	インフラの改修は、公園管理上必要なものであれば可能です。また、史跡区域外（埋文包蔵地）でも試掘等調査や文化財担当部局との協議が必要となるため、工事の内容等により手続きの期間は異なります。
(28)	明石城跡の櫓等、文化財を利用したイベント等の実施の可否（可の場合は過去の実績（実施主体、概要等）、実施に当たって必要な手続き）についてご教示ください。	櫓、文化財を利用したイベント等の実施は可能です。実績としては、指定管理者が櫓の内部公開を定期的実施しています。なお、イベントに伴って掘削等史跡の改変が生じる場合は、文化財部局との協議が必要です。
(29)	花と緑のまちづくりセンターに残置が求められる機能（相談コーナー、図書室、事務室）の具体的な内容、諸元についてご教示ください。	上記(4)に同じです。
(30)	サービスセンター西館の貸館機能について、その廃止・改変（縮小や内容の変更）の可否をご教示ください。可の場合、改変等に当たっての条件がありましたら併せてご教示ください。	貸館機能の廃止や西館の室内の改変は可能ですが、詳細な改変可能の可否は、別途協議により判断します。
(31)	過去に屋台村やキッチンカー等の設置の実績の有無（ある場合はその概要）についてご教示ください。	食のイベントでは、キッチンカーが園路や芝生広場で出店しています。
(32)	明石市立図書館が撤去予定となっていますが、今回の提案において撤去後の土地の利活用は可能でしょうか？不可の場合は、跡地の利活用の計画、予定についてご教示ください。	リノベーション計画において、市立図書館跡地の大型バス駐車場整備を計画していますが、具体的な事業実施にあたっては、民間からの提案や投資を期待していることから、自由に検討していただいて結構です。提案内容とリニューアル計画とのすり合わせ等については、個別事案ごとに別途協議させていただきます。
(33)	各公園のリニューアル計画をお示しいただいていますが、これらが実施されることを前提とした事業提案を行うと考えてよろしいでしょうか。	リノベーション計画の方針に基づき事業を進めていく予定ですが、具体的な事業実施にあたっては、民間からの提案や投資を期待していることから、自由に検討していただいて結構です。提案内容とリニューアル計画とのすり合わせ等については、個別事案ごとに別途協議させていただきます。
(34)	実施要項には「相談コーナー、図書室及び事務室の機能を残した提案（レイアウトの変更は可能）」とあるが、現地見学会の時の「センターの事務所（職員が業務を行っている部屋）を、喫茶等の別の機能にすることはありか？」という質問に対して、「かまわない」という県の回答は、事務所をセンターの建物外に移設することを指すのか、センター内の別の空間に移設することを指すのか？	上記(4)に同じです。